

契約に係る情報の公表について

当機構におきましては、契約に係る情報の公表は、「独立行政法人の事務事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日 閣議決定）に則り、透明性を確保する観点から、会計規程及び会計細則に基づき、支出の原因となる契約であって、予定価格が少額随意契約の基準額を超えるものについて、契約の方式に限らず、すべての契約情報を公表しています。

契約に係る情報の公表にあたっては、以下のように行うこととしています。

なお、工事等（建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事）並びに測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計等を含む。以下同じ。）（機構の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格が 400 万円を超えないものを除く。）については、上記に加えて公表に関する規定が別途設けられています。

（１）公表の対象となる契約

予定価格が下記に規定するそれぞれの金額を超える契約（当機構の行為を秘密にする必要があるものを除く。）。

- ・ 予定価格が 400 万円を超えない工事又は製造。
- ・ 予定価格が 300 万円を超えない財産の買入れ。
- ・ 予定賃借料の年額又は総額が 150 万円を超えない借入れ。
- ・ その他 200 万円を超えないもの。

（２）公表の方法

以下に掲げる事項を公表しています。

- ・ 工事等の名称、場所、期間、種別及び概要又は物品若しくは役務等の名称及び数量
- ・ 契約担当役の氏名並びにその所属する施設の名称及び所在地
- ・ 契約を締結した日
- ・ 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- ・ 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨（随意契約を行った場合を除く。）
- ・ 契約金額
- ・ 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は機構の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）
- ・ 落札率（契約金額を予定価格で除したものに 100 を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。）
- ・ 随意契約によることとした会計規程又は会計細則の根拠条項及び理由
- ・ 厚生労働省が所管する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に機構の役員又は職員（期間を定めて雇用する者を除く。）であった者が契約を締結した日に役員として

在職していれば、その人数。

- ・その他必要と認められる事項

<工事等に関する公表>

以下に掲げる事項を公表しています。

- ・一般競争入札を行った場合における当該競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらのうち当該競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
- ・指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由
- ・入札者の商号又は名称及び入札金額（随意契約を行った場合を除く。）
- ・契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査した場合における当該調査から落札者の決定までの経緯
- ・次順位者を落札者とした場合における入札から落札者の決定までの経緯
- ・価格その他の条件が機構にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
- ・契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合はその理由

(3) OB職員の再就職先との取引の公表

① 公表の対象となる契約

- ・当機構において役員経験者が再就職していること又は課長相当職以上経験者(当機構OB)が役員、顧問等として再就職していること及び当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている支出の原因となる一定額（少額随意契約の基準額）以上の契約

② 以下に掲げる事項を公表する。

- ・当機構OBの人数、職名及び当機構における最終職名
- ・当機構との間の取引高
- ・総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

<本件に関する問い合わせ先>
独立行政法人労働者健康安全機構
浜松労災病院 会計課契約係
TEL 053-462-1211